

## 市有地現地調査業務仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、札幌市の市有地のうち、2の調査箇所を示す土地の境界標の位置確認、不法使用の状況、越境物や不法投棄物及び雑草の繁茂状況などに関する調査を行う。

また、調査後の市有地の適正な管理のため、調査状況を表示した管理用の図面を作成する。

### 2 調査箇所

186箇所

別添現地調査箇所兼調査業務報告書（一覧表）のとおり

### 3 調査内容

別途提供する現況図（電子データ）及び管理用図面（電子データ）に基づき、次の項目について点検・実施し、この結果を「現地調査業務報告書」（本仕様書の4に定める様式第1～3号）に記録すること。

#### (1) 境界の確認（境界標の有無及び破損・移動等の状況）

※ 境界標の上面を清掃のうえ、これに赤ペンキを塗布するとともに、境界標に見出し標を設置（本仕様書の7）すること。なお、前年度の見出し標が存在し、記号番号がはっきりと確認できる場合は、新たな見出し標を設置しない。

※ 同一番号の見出し標が複数存在する場合は、1つにすること。

※ 境界標周囲の雑草及び土砂等を除去し、常に境界標周囲を確認できる状態にしておくこと。

#### (2) 柵（公共・私設）、止水栓、メーターボックス、ガス引込栓等の位置確認対象物の位置を管理用図面に記入すること。

#### (3) 不法使用の有無及び有の場合の状況

不法使用となっている対象物の位置を管理用図面に記入すること。

※ 塀、樹木等の越境（電柱、支線等を含む）

※ 市有地の塀、単管柵、樹木等が隣接地に侵入している場合も記入すること。

#### (4) 既存柵の設置状況及び補修点検

柵の破損、越境などで修理が必要なものは、随時報告を行うこと。

#### (5) 雑草の繁茂状況（除草の必要性の有無）

#### (6) その土地の保全に支障となる事項の状況（危険物、ごみ等の不法投棄の有無など）

※ 不法投棄が有の場合は、小型のごみ等を一箇所に集積すること。

(7) 特定外来生物（植物）について

特定外来生物（植物）が確認された場合は、記録表の特記事項に「特定外来生物あり」と記載し、種名及び図面への生育範囲の記載、写真を添付する。

なお、特定外来生物は、札幌市内で以下の3種類が確認されており、見分け方については「特定外来生物ハンドブックー植物編」や環境省ホームページを参照すること。

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ
----------------------------

4 報告

現地調査の結果については、これを次の区分に従って報告すること。

(1) 定期報告

調査終了後に次に定める報告書を作成のうえ、指定期限までに提出すること。

（様式は電子データで提供する）

ア 各報告書による報告

現地調査箇所兼調査業務報告書（一覧表） — （様式第1号）

現地調査業務報告書（個別表） — （様式第2号）

この報告書には、調査の結果、今後処理を要する事項又は管理上支障があるもの（次表に該当する場合）について記載すること。

【現地調査業務報告書（個別表）（様式第2号）に記載するものの区分】

調査項目	調査結果
① 境界標	あり、なし、破損・移動発見
② 樹木越境	なし、あり
③ 柵	（修理等の必要が）なし、あり
④ 不法投棄	なし、あり
⑤ 使用状況及び詳細	特に特記すべき使用状況及び詳細な内容等（不法使用等）

イ 現況写真による報告

上記アの報告書に記入したもののうち調査結果の状況、及び対象地の状況が分かるよう全景について、管理用図面に撮影方向を記入の上、その現況写真を添付するとともに、必要があれば補足説明を加えること。

(2) 緊急性を要する事項についての報告

現地調査の結果、緊急に措置する必要があるものは、ただちにその状況等を緊急現地調査業務報告書（様式第3号）に記載し、来庁もしくは電話連絡後のファクス等により報告しなければならない。

【緊急報告が必要なもの】

- ・ 危険物の投棄、柵の破損、水溜り、ガケくずれ等により事故発生の恐れがあるとき
  - ・ 隣接地に影響を与えている等、早急に除草する必要があるとき
  - ・ 隣接地の塀設置工事、又は道路、上下水道工事等により境界標破損・移動、若しくは越境の恐れがあるとき
  - ・ 単管柵等が破損し、通行人等にけがさせる恐れがあるとき
  - ・ その他、危険等が予測されるとき
- (3) 契約書に示す着手の日から1ヵ月毎に業務の進捗確認のため、進捗状況を様式第4号により報告すること。

5 提出書類等の期限

- (1) 業務着手届（様式第5号）及び業務日程表（様式第6号）の提出期限  
契約締結日以降5営業日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）
- (2) 調査完了した区については、速やかに区毎に定期報告（本仕様書4(1)）を行うこと。  
全ての調査箇所についての各報告書の提出期限を令和5年11月15日（水）までとする。  
ただし、各報告書提出後、検査等により現地写真の撮り直しが必要になった場合等、提出期限内に完了しないと見込まれるときには、協議することとする。

6 管理用図面に示す記号の使用等

- (1) 記号の使用  
境界標に関する報告等については、管理用図面の各境界点に付した記号を用いること。（記号が付されていないものについては、適宜記号を付して報告すること）

【記号の例】

A・B・C・・・, K1・K2・K3・・・, N1・N2・N3・・・など

所在					
地番					
				縮尺	/

(2) 電子データの取り扱いについて

委託者が提供する現況図（電子データ）及び管理用図面（電子データ）を、委託者の承諾を受けずに他に貸与または使用してはならない。また、本業務の完了後は速やかに適切な方法でデータを消去すること。

7 境界標に係る見出標仕様

(1) 見出標寸法等

使用材 トド松、エゾ松

寸法 厚 1.8 cm、幅 4.5 cm、長 45.0 cm

上部 4 cm 部分全面に赤ペンキ塗布

(2) 設置

位置 境界標から調査地内側 20 cm の位置に設置

打込 地表からの打込深さは 30 cm とする。

（この場合、境界標が移動することの無いよう特に注意すること）

8 物品の貸与について

本業務の履行に当たり、業務従事者が着用する腕章及び携帯する身分証明書を貸与する。なお、貸与を受ける際は物品借用書（様式第 7 号）を提出すること。

また、貸与を受けた物品を返却する際には、返納書（様式第 8 号）とともに提出すること。

## 9 業務の実施について

- (1) 本業務の調査内容(1)から(4)については、測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補を直接従事させること。
- (2) 本業務に従事する測量士又は測量士補については、資格を確認できる書類を提出すること。
- (3) 業務に従事する者は、札幌市より貸与された腕章を着用し、身分証明書を携帯すること。なお、身分証明書は関係者から請求があった場合に、これを提示しなければならない。
- (4) 業務に従事する者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。
- (5) この仕様書に定められていない事項が発生した場合には、適宜双方協議のうえ決定する。

## 10 事故対策

- (1) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに委託者へ報告しなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行にあたり、不測の事故が発生し、本業務の遂行が不可能になった場合は、委託者に報告し委託者の指示を受けること。
- (3) ヒグマが生息する可能性がある土地の調査において、護衛の随行手配は委託者では行わないので、必要であれば受託者で対応すること。

## 11 成果品

成果品の提出形式及び内容は、次のとおりとする。

- (1) WindowsOSのPCで読み込み可能な以下の電子データ及び同データの図書を提出すること。

ア 文書作成アプリケーションはマイクロソフトExcel形式とする。

イ 物件毎に現地調査業務報告書（個別表）（様式第2号）、管理用図面及び現況写真の順でPDF形式でまとめたものとする。

### (2) 内容

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ア 現地調査業務報告書         | 原稿一式 |
| （本仕様書の4に定める様式第1～2号） |      |
| イ 管理用図面等            | 原稿一式 |
| ウ 現況写真              | 原稿一式 |

(3) 提出場所

札幌市財政局管財部管財課 札幌市役所本庁舎14階南

(4) 提出方法

別途、委託者と受託者との協議するものとする。なお、電子データは提出前にウイルスチェックを行うこと。

(5) その他

ア 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に貸与または使用してはならない。

イ 成果品に関し定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。